

大気汚染防止法に基づく
特定粉じん排出等作業のしおり

奈良市保健所
保健・環境検査課

1 はじめに

石綿を含む建築材料が使用された建築物その他の工作物を解体、改造又は補修（以下「解体等」という。）しようとする場合、大気汚染防止法（以下「法」という。）において、届出義務や作業基準等の遵守義務が定められています。これらの作業について届出方法や規制内容について説明します。

2 用語の定義

○特定粉じん排出等作業：吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造、または補修する作業のことをいいます。

○特定建築材料：特定建築材料とは、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（石綿が質量の0.1%を超えて含まれているもの）をいいます。

特定建築材料の種類と規制

特定建築材料の区分	建築材料の具体例	作業実施 届出	作業計画 の作成
1 吹付け石綿	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール 石綿含有ひる石吹付け材 石綿含有パーライト吹付け材	必要	必要
2 石綿を含有する断熱材 （吹付け石綿を除く）	屋根用折半裏断熱材 煙突用断熱材	必要	必要
3 石綿を含有する保温材 （吹付け石綿を除く）	石綿保温材 石綿含有けいそう土保温材 石綿含有パーライト保温材 石綿含有けい酸カルシウム保温材 石綿含有ひる石保温材 石綿含有水練り保温材	必要	必要
4 石綿を含有する耐火被覆材 （吹付け石綿を除く）	石綿含有耐火被覆材 石綿含有耐火被覆塗材	必要	必要
5 石綿を含有する仕上塗材	石綿含有建築用仕上塗材	—	必要
6 石綿含有成形板等	石綿含有成形板 石綿含有セメント管 押出成形品	—	必要

労働安全衛生法（石綿障害予防規則）に関しては、労働基準監督署へ別途お問合せください。

3 特定粉じん排出等作業を実施するときの届出について

(1) 特定粉じん排出等作業実施届出書

特定粉じん排出等作業を実施する場合、当該工事の発注者又は自主施工者は、作業開始の 14 日前までに、大気汚染防止法施行規則様式第 3 の 4 に、以下の添付書類を添えて届け出てください。

添付書類一覧

	書類の名称	説明
1	対象建築物等の付近見取図	対象となる建築物の位置がわかるもの
2	石綿使用箇所の詳細図	建築物の施行図面等で、寸法や石綿使用箇所が判別できるもの
3	作業箇所の隔離養生及び前室の設置状況を示す見取り図	作業箇所の隔離方法や寸法、容積、集じん機・排気口の設置位置を記入
4	負圧集じん機の設置台数計算書	作業に使用する負圧集じん機の必要台数を計算したもの
5	使用薬剤の必要量計算書	作業に使用する薬剤の必要量を計算したもの
6	作業及び事前調査結果に関する掲示板の様式	実際に掲示する内容が記載されたもの
7	大気中石綿測定箇所、掲示板設置箇所の見取り図	石綿測定箇所、掲示板の設置箇所がわかるもの
8	工程表	作業のスケジュールがわかるもの
9	組織図・緊急時連絡体制図	各業者の関与関係を図式化したもの、及び緊急時の連絡体制
10	使用機材・薬剤の仕様書	作業で使用するすべての機材・器具の仕様書
11	特別管理産業廃棄物収集運搬業、処分業許可証の写し	許可種別、許可期間が適合しているもの

(2) 届出書の提出先及び提出部数

届出書の提出先は奈良市健康医療部保健所 保健・環境検査課（はぐみセンター 5 階）。

提出部数は正副 2 部です。

届出は受理・審査ののち、副本を返却します。返却された副本は大切に保管してください。

4 作業基準について（大気汚染防止法第 18 条の 14）

(1) 作業計画の作成

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開

始前に作業計画を作成し、当該計画に基づき特定粉じん排出等作業を行ってください。

届出対象特定工事の作業計画に記載する事項は、作業実施の届出事項と同一です。

届出対象外の特定工事（石綿含有成形板等や石綿を含有する仕上塗材が使われている建築物の解体等を行う場合）も、作業計画の作成は必要です。

(2) 掲示

見やすい箇所に、JIS A 列 3 番の用紙に相当する、長さ42.0センチメートル、幅29.7センチメートル以上又は長さ29.7センチメートル、幅42.0センチメートル以上の掲示板を設けてください。（例参照）

(3) 作業の記録

特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、特定工事が終了するまでの間保存してください。当該記録は電磁的記録を使用して保存することも可能です。

当該記録は、作業基準に定める、集じん・排気装置の正常な稼働、負圧の状況、除去又は囲い込み、封じ込み（以下囲い込み及び封じ込みを「囲い込み等」という。）の完了及び隔離解除前の大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことの確認の結果等も含まれます。

大防法第18条の23第1項又は第2項に規定する記録を作成する際に活用するものであるため、作業基準の各規定に対応した当該作業の実施状況がそれぞれ確認できるよう、写真、動画等を使用して作成してください。

作業の途中で作業の計画に変更が生じた場合は、当該変更の内容を記録してください。

(4) 作業が適切に行われていることの確認

除去又は囲い込み等の実施中に適宜行うとともに、除去又は囲い込み等が終了したときに行うものです。

特定工事の元請業者は、各下請負人が作成した特定粉じん排出等作業の記録をとりまとめて大防法第18条の23第1項に規定する記録を作成してください。

下請負人に特定工事を請け負わせていない場合の特定工事の元請業者又は特定工事の自主施工者は、自ら特定粉じん排出等作業の実施状況に関する記録を作成することを通じて、作業が適切に行われていることを確認してください。

(5) 除去又は囲い込み等の完了の確認

「作業が完了したことの確認」とは、除去にあつては、特定建築材料の取り残しがないこと、囲い込み等にあつては、囲い込み等が適切に行われ石綿の飛散のおそれがないことを確認することをいいます。

「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」が行ってください。

(6) 作業の方法

特定粉じん排出等作業は次の 6 種類に場合分けされており、それぞれの場合に対して適用される基準が定められています。（施行規則第 16 条の 4 及び別表第 7）。

また、これらの方法に代えて、同等以上の効果を有する別の措置を講じてもよいこととされています。

すなわち、特定建築材料の種類や状態、作業箇所の状況によっては、作業場全体を隔離し負圧に保つ等の通常の作業方法によらず、これと同等以上の効果を有する措置（例えば、配管の一部に使用された保温材を除去する際に、当該作業箇所を局所的に隔離するための袋状の用具（いわゆるグローブバッグ）を使用して密封状態を保ったまま保温材を除去する等）を講ずることを許容するものです。

(7) 作業の種類ごとに定められた基準

別表第7（第16条の4関係）

一	令第3条の4第一号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。
二	令第3条の4第一号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
三	令第3条の4第一号又は第二	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定

	号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）	建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 （１） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （２） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
四	令第3条の4第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等を使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 （１） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （２） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 二 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
五	令第3条の4第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
六	令第3条の4第二号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項

		下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。 □ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。
--	--	--

5 廃石綿の処分について

特定粉じん排出等作業にて排出された廃石綿等は、廃棄物処理法に基づき、マニフェストを交付し、排出事業者（元請業者）の責任において、適切に処分するよう義務付けられています。

なお、廃石綿の処分が完了し、マニフェストE票が返却された後、マニフェストの複写及び処分状況の写真を添えて、廃石綿の処分が完了した旨を奈良市長まで報告してください。

石綿飛散及びばく露防止対策の概要（１）

石綿含有建材 除去等の工法	切断等による除去				切断等によらない除去			封じ込め、囲い込み	
								切断等を 伴う	切断等を 伴わない
建築材料の 種類	石綿含有 吹付け材		石綿含有保温材等		屋根用 折板裏 断熱材	石綿含有保温材等		石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等	
	作業場を負 圧隔離養生 等	特殊工法 (例 グローブ バッグの場合) ¹⁾	作業場を負 圧隔離養生 等	特殊工法 (例 グローブ バッグの場合) ¹⁾	断熱材を折板 に付けたまま の除去	湿潤化して原 形のまま取り 外し	非石綿部での 切断による除 去 ²⁾	作業場を負 圧隔離養生 等	作業場を隔 離養生(負圧 不要)等
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え 付け	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	要	要	要	要	要	要	安衛法・石 綿則は要	要	要
事前調査結果の揭示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の揭示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止 の揭示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以 外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	負圧隔離 養生	グローブ バッグ	負圧隔離 養生	グローブ バッグ	隔離養生 (負圧不要) ³⁾	隔離養生 (負圧不要) ³⁾	不要	負圧隔離 養生	隔離養生 (負圧不要) ³⁾
セキュリティゾーンの 設置	要	不要	要	不要	不要	不要	不要	要	不要
負圧の確保、集じん・ 排気装置の設置	要	高性能真空 掃除機による 除じん	要	高性能真空 掃除機による 除じん	不要	不要	不要	要	不要
機器による漏えいの 確認	要	必要に 応じて	要	必要に 応じて	不要	不要	不要	要	不要
負圧の確認	要	不要	要	不要	不要	不要	不要	要	不要
湿潤化	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	通常不要	常時要	常時要
清 掃	要	要	要	要	要	要	通常不要	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要
粉じん飛散防止処理	要	要	要	要	要	要	不要	要	要
隔離解除のための粉 じん飛散状況確認	要	不要	要	不要	不要	不要	不要	要	不要
事前調査結果、作業 内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要	要

1) グローブバッグは、局所的に使用されるものである。

2) 石綿含有建材に接触せず、振動等による石綿の飛散のおそれがない場合には対象外。

3) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。

石綿飛散及びばく露防止対策の概要（２）

石綿含有建材 除去等の工法	切断等によ らない除去	切断等によ る除去	切断等によ らない除去	切断等による 除去	切断等による除去 （電動工具は使用しない）		切断等による除去 （電動工具を用いて除去）	
建築材料の 種類	石綿含有成形板等				石綿含有仕上塗材			
	石綿含有成形板等		石綿含有けい酸 カルシウム板第１種					
石綿含有建材除去等時 の飛散防止方法	原形のまま 取り外し	湿 潤 化 等	原形のまま 取り外し	作業場を 隔離養生 （負圧不要） 等	湿潤化		作業場を隔離養生等	
					（例 高圧水洗 除去）	（例 剥離剤 併用手工具ケ レン除去）	（例 ディスクグラ インダー除去）	（例 集じん装 置付きディスクグラ インダー 除 去 （HEPA フィルタ 付き））
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付 け	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以外 立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	不要	不要 ¹⁾	不要	隔離養生 （負圧不要）	不要	不要	隔離養生 （負圧不要）	要件を満た す場合不要
湿潤化	不要	常時要	不要	常時要	常時要	常時要	常時要	要件を満た す場合不要
（飛沫防止等の養生 ²⁾ ）	必要に 応じて	必要に 応じて	必要に 応じて	必要に 応じて	要	要	必要に 応じて	必要に 応じて
（床防水養生 ²⁾ ）	－	－	－	－	要	－	－	－
（汚染水処理 ²⁾ ）	－	－	－	－	要	－	－	－
清掃	要	要	要	要	要	要	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果、作業内 容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要

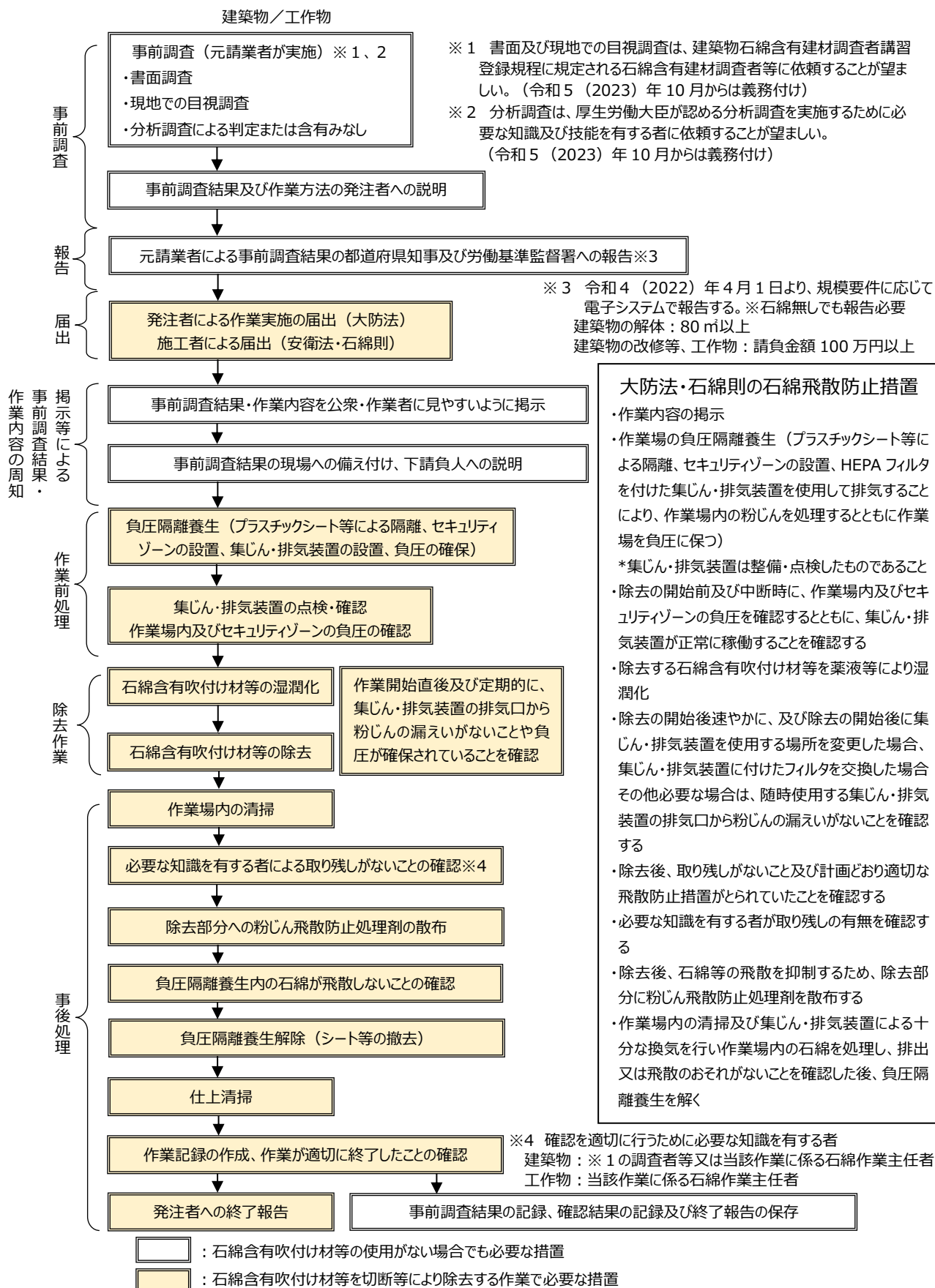
1) 必要に応じて外周囲い養生等を行うことが望ましい。

2) 工法等によって実施が必要な措置。

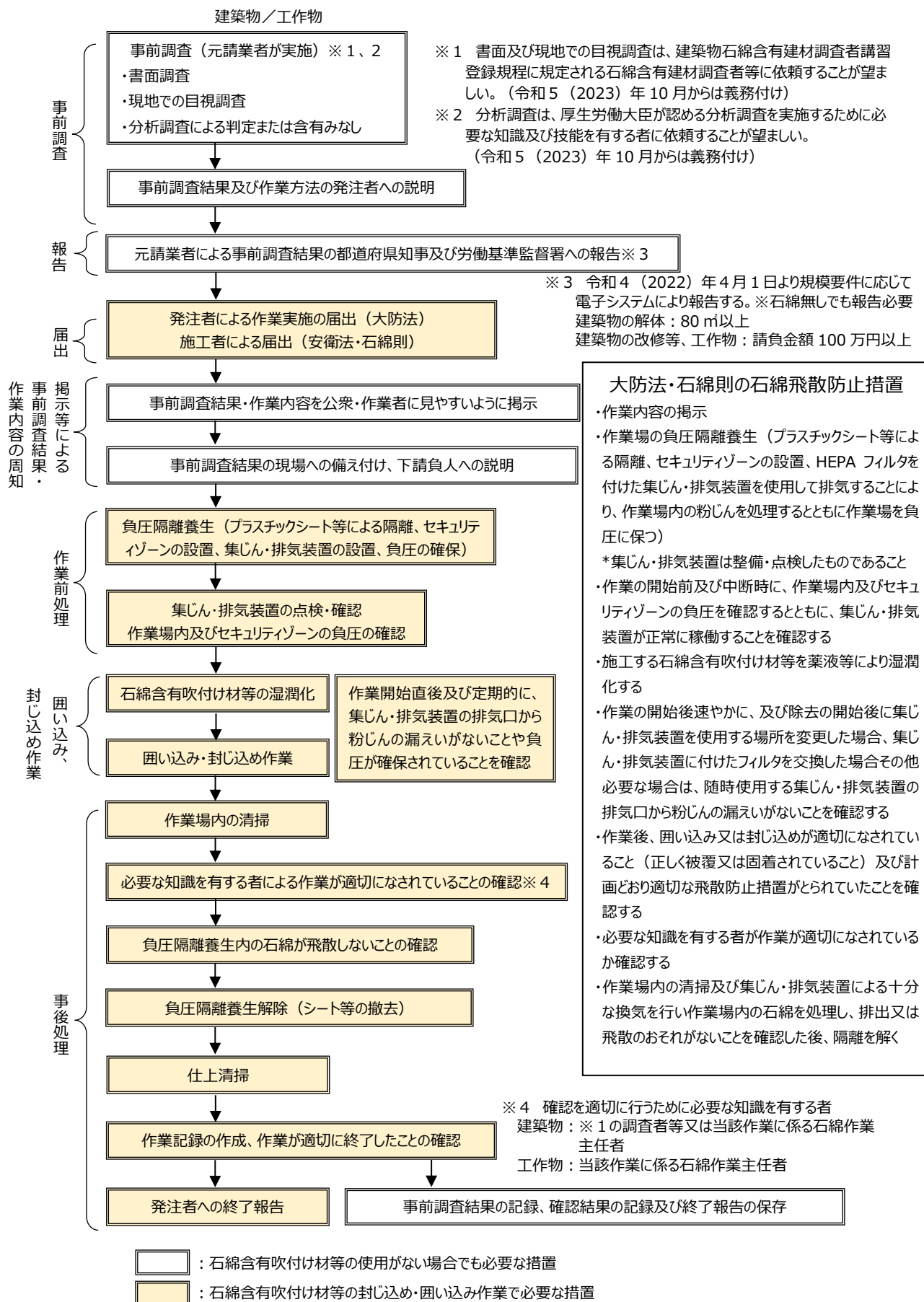
《作業の一般的手順》

●石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等を切断等により除去等を行う場合

【解体又は改修等における除去を行う場合】

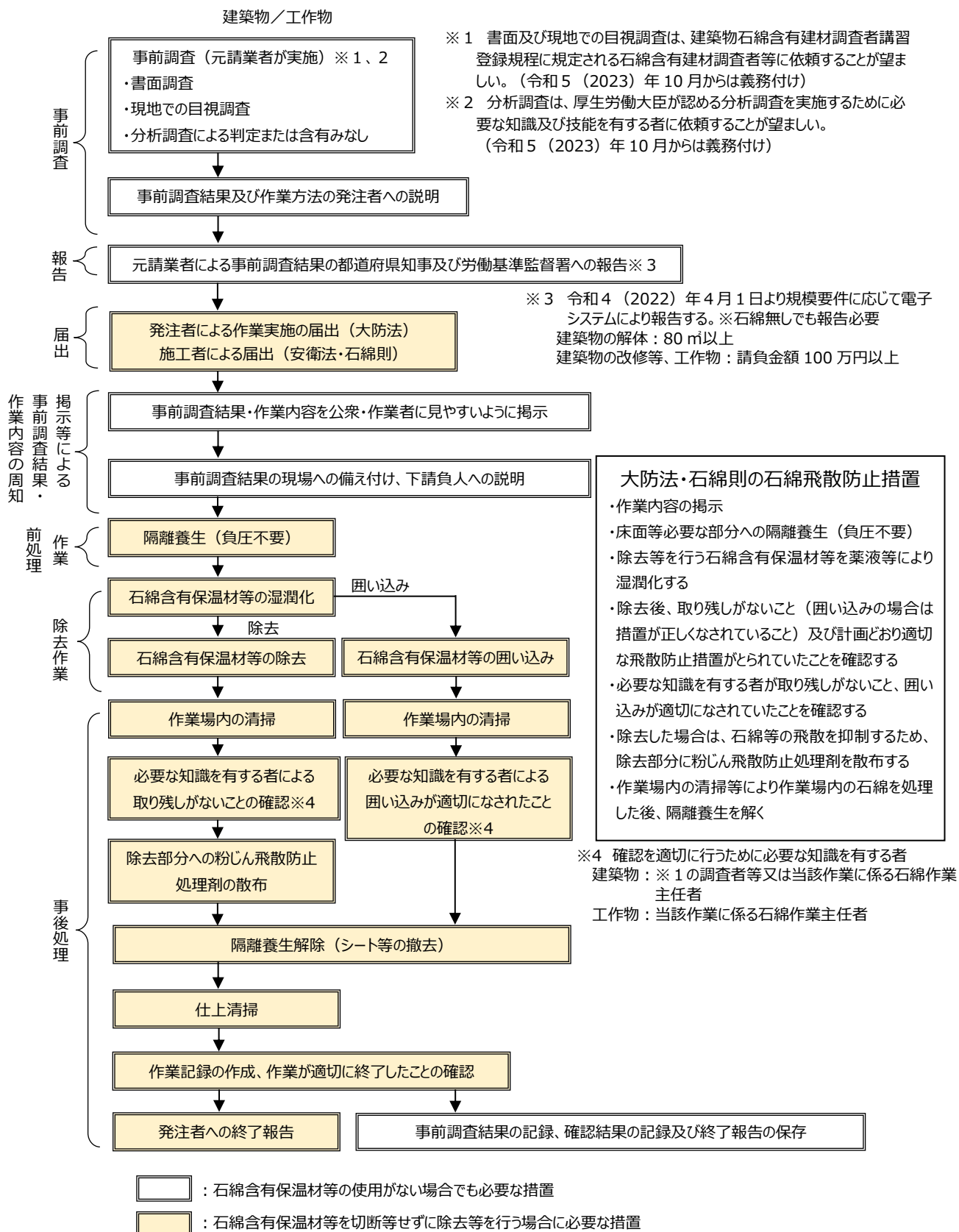


【封じ込め、囲い込みを行う場合】



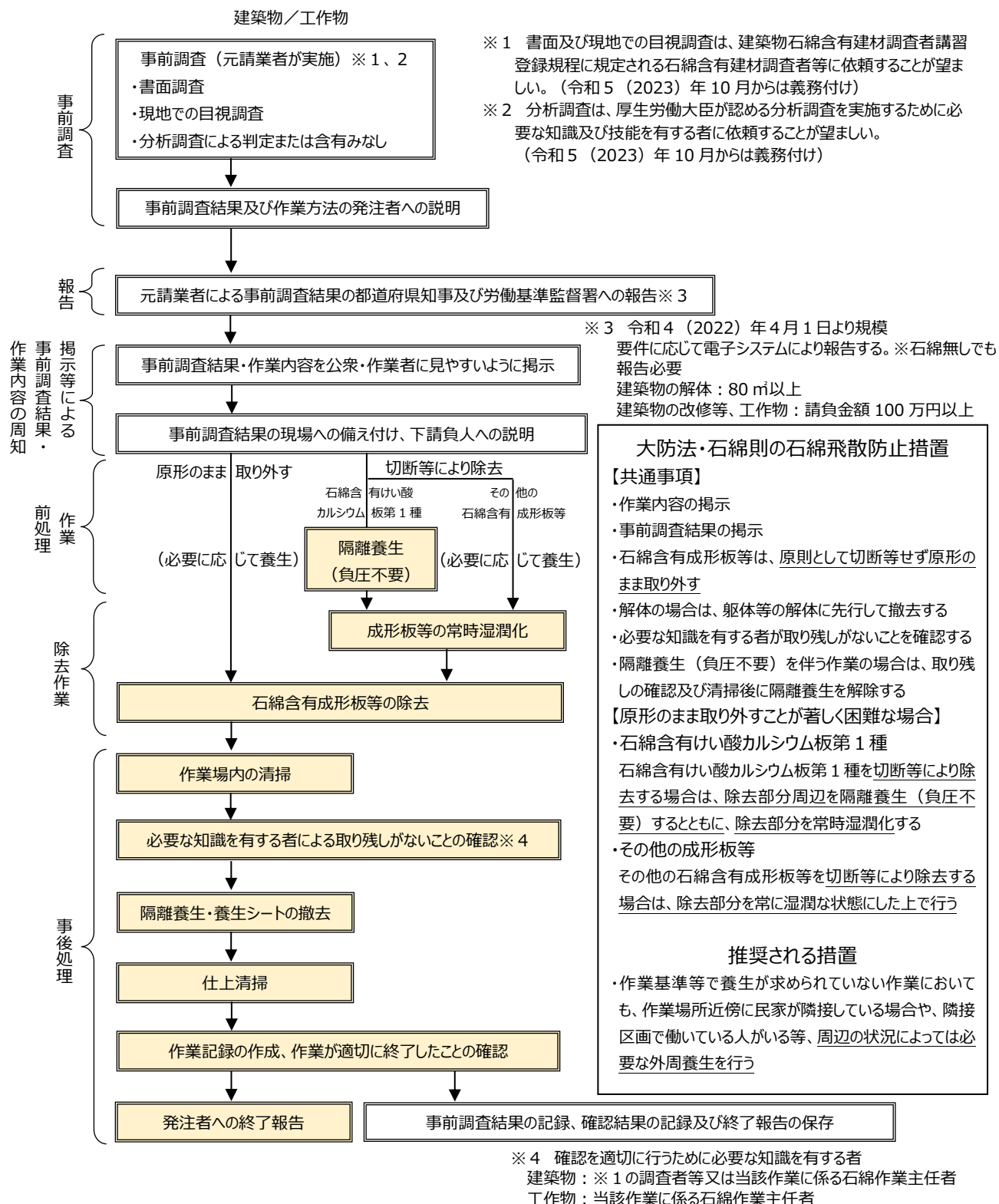
●石綿含有保温材等を切断等せずに除去等を行う場合

【除去、囲い込みを行う場合】



●石綿含有成形板等の除去を行う場合

【解体・改修等における除去】

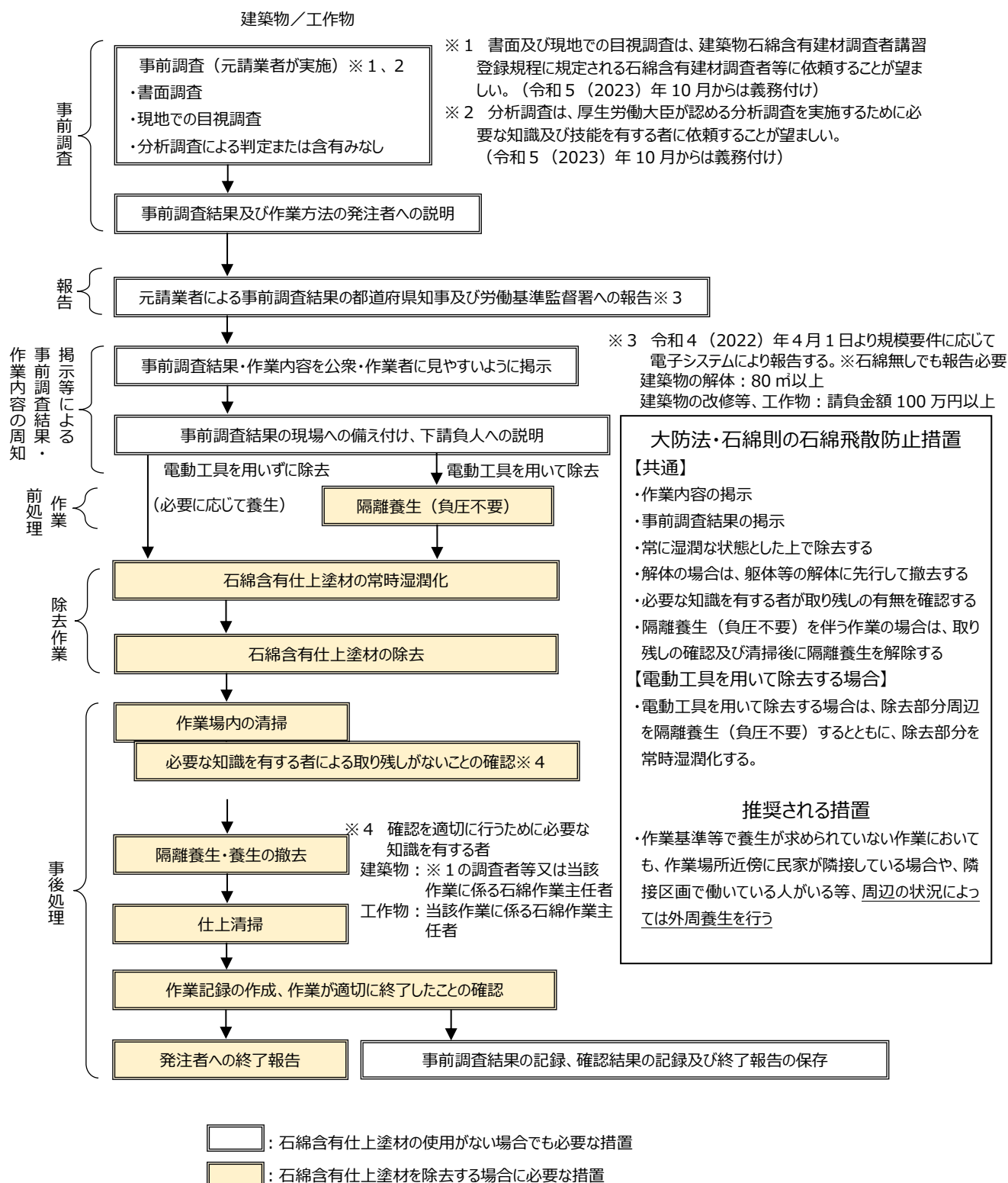


□：石綿含有成形板等の使用がない場合でも必要な措置

■：石綿含有成形板等を除去する場合に必要な措置

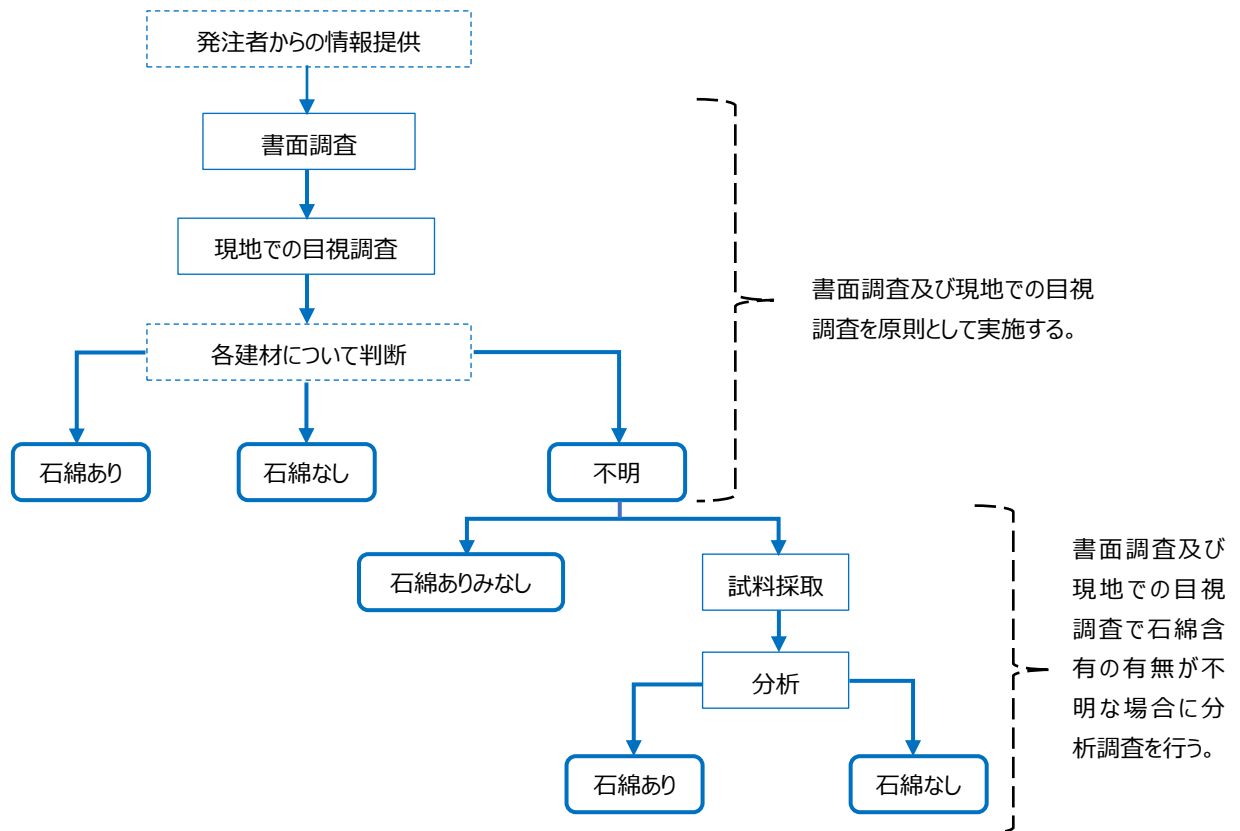
●石綿含有仕上塗材の除去を行う場合

【解体・改修等における除去】



《事前調査の実施方法》

事前調査では、まず、書面調査や現地での目視調査を実施し、これらの調査で建材の石綿含有の有無が分からなかった場合は分析調査を行い、石綿含有の有無を判断する。



年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所
氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名） 様

②元請業者 住所
氏名
（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
電話番号

大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所		(解体等工事の名称)	
④解体又は改造・補修着手年月日		年 月 日	延床面積 m ²
⑤解体等工事の種類		解体 改造・補修	階数 階建
⑥建築物等の竣工年		昭和・平成 年	
⑦建築物等の概要		☐ 建築物 (☐ 耐火 ☐ 準耐火 ☐ その他 ()) (☐ 木造 ☐ RC 造 ☐ S 造 ☐ その他 ()) ☐ その他工作物	
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等		氏名 講習実施機関の名称 (☐ 一般 ☐ 特定 ☐ 一戸建て等 ☐ その他 ())	
⑨調査を終了した年月日		年 月 日	
⑩調査の方法		☐ 書面 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ その他 ()	
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	☐ 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙 1 のとおり） ☐ 石綿無	
	⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
⑭事前調査の掲示	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所	別紙 のとおり	
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否		☐ 要 ☐ 不要	

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙 1 を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名） 年 月 日
発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑰元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名） 年 月 日

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第 7 1 の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び 5 の項を除く） 2 の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5 の項を除く） 3 の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5 の項を除く） 4 の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1 から 3 の項、事項を除く） 5 の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6 の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (、 m ²) 2 石綿を含有する保温材 (、 m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (、 m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (、 m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (、 m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (、 m ²) 詳細は別紙 のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧作業の揭示	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

- 備考
- 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
 - 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

《掲示の様式例》

掲載した様式例は、事前調査の結果と作業内容を1つの掲示にまとめている例であるが、それぞれを個別に掲示することもできる。掲示の大きさは日本産業規格A 3判以上（縦、横のどちらでも可）であるが、記載内容が多い場合は掲示の大きさを大きくする等、字が小さく読みづらくなならないよう配慮すること。

また、様式例では、石綿則による「関係者以外の立入禁止」、「喫煙・飲食の禁止」、「石綿等を取り扱う作業場である旨」、「石綿の人体に及ぼす作用」、「石綿等の取扱い上の注意事項」、「使用すべき保護具」、の内容は含まれていないため、別途掲示を行うこと。

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業(届出対象)記入例 ※掲示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第 4 条の 2 及び大気汚染防止法第 18 条の 15 第 6 項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第 88 条第 3 項(労働安全衛生規則第 90 条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第 3 条第 8 項及び大気汚染防止法第 18 条の 15 第 5 項及び同法施行規則第 16 条の 4 第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所			
届出先及び 届出年月日	東京○○ 労働基準監督署 東京(都)道・府・県 ○○市(区)	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日		令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○ー○
看板表示日		令和○○年○○月○○日	
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間		令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)			元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例) 1階機械室(改修等工事対象場所)			
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			住所 東京都○○区○ー○
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~4階 トイレ内PS 保温材③ 1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤			現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-×××-××××
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	・機種:集じん・排気装置 ・型式:○○○-2000 ・設置数:○台	事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○ー○○
	排気能力(m³/min)	○○m³/min(1時間あたりの換気回数4回以上)	分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○ー○○
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルタ ・補修効率:99.97% ・粒子径:0.3 µm	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ ・固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床○○mm、その他○○mm) ・接着テープ 等		その他事項
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 ^{注2)} (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{注2)}		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日
備考:その他の条例等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)			

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が 80m² 以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象)記入例 ※掲示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
本工事は、石綿障害予防規則第 4 条の 2 及び大気汚染防止法第 18 条の 15 第 6 項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 ^{注)}		
石綿障害予防規則第 3 条第 8 項及び大気汚染防止法第 18 条の 15 第 5 項及び同法施行規則第 16 条の 4 第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。		
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		
調 査 終 了 年 月 日	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
看 板 表 示 日	令和○○年○○月○○日	○○○○開発(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
解 体 等 工 事 期 間		住所
令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日	東京都○○区○ー○
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階～3階)		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		住所
【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1～3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種:④ 天井:岩綿吸音板③ その他の建材 ④⑤		東京都○○区○ー○
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-×××-××××
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去 その他	○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。 石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。	調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○ー○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○ー○○
使用 する 資 材 及 び そ の 種 類	・湿潤用薬液:○○○○ ・剥離剤:○○○○ ・養生用シート(厚さ:○mm) ・接着テープ 等	その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日
備考:その他の条例等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)		

注) 工事に係る部分の床面積の合計が 80m² 以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

石綿使用なし記入例 ※掲示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)}
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年 ○月 ○日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)
看板表示日	令和○○年 ○月 ○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
解体等工事期間: 令和○○年 ○月 ○日 ~ 令和○○年 ○月 ○日		○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
調査方法の概要(調査箇所)		住所 東京都○○区○ー○
【調査方法】 書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる 【調査箇所】 建築物全体(1階～3階)		
		現場責任者氏名 ○○○○
		連絡場所 TEL 03-×××-××××
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)		調査を行った者(分析等の実施者)
【石綿含有なし】 ○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1～3階 床:ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井:岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁:スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③ ※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が 2006 年 9 月 1 日以降⑤		氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 ○○ ○○ 会員番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○ー○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○ー○○
		その他の事項
		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

注) 工事に係る部分の床面積の合計が 80m² 以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

問い合わせ先

奈良市健康医療部 保健所 保健・環境検査課 環境衛生係
〒630-8122

奈良市三条本町1 3 番1 はぐくみセンター5 階

電話：0742-93-8477 FAX：0742-34-2483

メール：hoken-kankyokensa@city.nara.lg.jp

※「作業基準について」「石綿飛散及びばく露防止対策の概要」
「作業の一般的手順」「事前調査の実施方法」と「掲示の様式例」は
環境省『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル』より引用